

更新日 平成30年 8月9日

給付奨学金について（日本学生支援機構）

宮城県伊具高等学校

（1）給付奨学金の概要

平成29年度から給付奨学金が創設されました。「貸与型」と異なり、奨学金を返還しなくてもよい奨学金です。

対象は、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、進学を後押しすることが目的で、金額は月額2万円～4万円（国立・私立の別、自宅通学か自宅外通学の別による）となっています。実際の進学には、学費だけでなく、その他の費用がかかることから、多くの生徒は「給付型」と「貸与型」の併用で利用すると考えます。

学校での推薦は、（2）伊具高校の推薦基準にある、『1. 推薦者の選考対象』に当てはまる生徒から選ぶこととなります。また、学校に推薦枠があるため、人数が多い場合は希望者全員を選ぶことができません。ただし、下記に示す社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠に関わらず選考できます。

また、平成30年度から贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与がある場合、給付型奨学金の選定に考慮されることがあり、採用候補者にならない場合があります。

給付型を考えている場合は、次の推薦基準・選考対象を参考に検討してください。詳しくは担当までご連絡をください。

（2）伊具高校の推薦基準

独立法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。選考に当たっては、各項目を総合的に勘案し決定するものとする。ただし、下記に示す社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠に関わらず選考できるものとする。

また、「1. 推薦者の選考対象」の①又は③に該当する者として推薦した者について、機構において家計に係わる次のア、イの選考基準に照らして採否を決定することとなるため、採用候補者とならない場合もある。

ア 第一種奨学金の家計基準を満たすこと。（①の該当者のみ）

イ その者及び生計維持者の資産の合計額について

生計維持者が1人の時は、1,250万円以下

2人の時は、2,000万円以下であること。

1. 推薦者の選考対象

以下のいずれかに該当する生徒等を対象として選考するものとする。

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が極めて困難な状況にあると認められること。

- ① 家計支持者全員が市区町村民税所得割を課されていないこと。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること。（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 下記（注）の施設等に入所していること。（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

2. 推薦基準

以下の（1）～（3）の各項目について、該当の有無を確認する。

（1）人物について

以下のすべてに該当すること

- ① 進学が明確で、希望する進学先や将来への展望がある。
- ② 校則を守り、基本的な生活習慣を維持し、推薦するにふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 部活動や生徒会活動等の学習以外での諸活動にも積極的である。

（2）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること。ただし、社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること。

① 以下のいずれかに該当する。

ア： 調査書における評定平均値が「4.0」以上である。

イ： 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。

② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ（i）か（ii）のいずれかに該当する。

ア： 部活動含む課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ： 生徒会役員、委員長等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ： ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

（i）： 調査書における評定平均値が「3.5」以上である。

（ii）： 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。

③ 以下のいずれかに該当する。

ア： 評定平均値「3.5」以上の教科又は科目が1つ以上ある。

イ： 進学先での学習に対する意欲が認められる。

（3）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が極めて困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適応される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

- ① 家計支持者全員が市区町村民税所得割を課されていないこと。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること。（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること。（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所している（生徒等が18歳時点で入所していた（またはしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（指導福祉法（平成22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 指導自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）